

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業に係る一定の水域及び区域（平成18年岩手県告示第423号）の一部を次のように改正する。ただし、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第109条の共済責任期間の開始日が平成21年12月17日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成21年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
1 わかめをとる漁業		1 わかめをとる漁業	
加入区の名称	水域及び区域	加入区の名称	水域及び区域
[略]		[略]	
大浦加入区	(水域) 一共第111号漁業権及び一共第112号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>大浦漁業協同組合の地区</u> の区域	大浦加入区	(水域) 一共第111号漁業権及び一共第112号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>下閉伊郡山田町船越第18地割から第23地割までの区域</u>
[略]		[略]	
2 こんぶをとる漁業		2 こんぶをとる漁業	
加入区の名称	水域及び区域	加入区の名称	水域及び区域
[略]		[略]	
大浦加入区	(水域) 一共第111号漁業権及び一共第112号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>大浦漁業協同組合の地区</u> の区域	大浦加入区	(水域) 一共第111号漁業権及び一共第112号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>下閉伊郡山田町船越第18地割から第23地割までの区域</u>
[略]		[略]	
3 あわびをとる漁業		3 あわびをとる漁業	
加入区の名称	水域及び区域	加入区の名称	水域及び区域
[略]		[略]	
大沢加入区	(水域) 一共第110号漁業権及び一共第111号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>大沢漁業協同組合の地区</u> の区域	大沢加入区	(水域) 一共第110号漁業権及び一共第111号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>下閉伊郡山田町大沢の区域</u>
山田湾加入区	(水域) 一共第110号漁業権及び一共第111号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>山田湾漁業協同組合の地区</u> の区域	山田湾加入区	(水域) 一共第110号漁業権及び一共第111号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町及び山田の区域</u>
織笠加入区	(水域) 一共第110号漁業権及び一共第111号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>織笠漁業協同組合の地区</u> の区域	織笠加入区	(水域) 一共第110号漁業権及び一共第111号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>下閉伊郡山田町織笠及び船越の一部の区域</u>
大浦加入区	(水域) 一共第111号漁業権及び一共第112号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>大浦漁業協同組合の地区</u> の区域	大浦加入区	(水域) 一共第111号漁業権及び一共第112号漁業権の漁場の区域 (区域) <u>下閉伊郡山田町船越第18地割から第23地割までの区域</u>
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。